

○岩佐委員長 それでは、日程１、陳情審査に入ります。

企画総務委員会に新たに、送付７－２３、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例に関する再陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたので、ご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたら、お願いいたします。

○皆川安全生活課長 安全生活課長の皆川でございます。陳情に関して、情報提供させていただきたいと思います。生活環境条例に関する陳情については、１点、２点ございますので、順番に情報提供させていただきたいと思います。

１点目の電子たばこの規制については、再陳情になりますので、昨年１１月に行われた陳情について簡潔に説明させていただいた後、再陳情について情報提供させていただきたいと思います。

昨年１１月の陳情において、電子たばこも規制の対象にならないかというものでございました。安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例における路上喫煙は、たばこ事業法に規定されるたばこ製品の喫煙の規制を対象としております。たばこの葉を使用している紙たばこ、加熱式たばこの喫煙ということになります。電子たばこについては、たばこの葉を使用しておらず、リキッドという液体を電気で加熱した水蒸気を吸引するものになっており、たばこ事業法に規定するたばこ製品には該当しません。また、健康増進法において、電子たばこは規制の対象外となっております。一部、海外ではニコチン入りのリキッドが流通しておりますが、日本国内では販売しておりません。国内では、ニコチンが含まれている電子たばこを譲渡、販売した場合には、いわゆる薬機法違反に該当し、法律で規定されております。吸っている電子たばこにニコチンが含まれているかどうかについて調べるには、専門的な技術、捜査が必要になりますので、法令の主管部署に任せ、行政が条例で規制する必要はないと回答させていただいております。

今回の陳情においても、前回と同様、電子たばこを規制の対象に加えていただきたいという内容でございます。今回の陳情では、昨年秋くらいから、電子たばこで国内未承認の医薬品成分エトミデートが含有されたリキッドを吸引し、手足のけいれんや泥酔状態を引き起こす事例が日本国内でも報告されております。昨年、当時は未承認の薬品でありましたが、規制されていないことから、捜査機関による取締りを行うことができない状態でした。ただ、本年５月１６日、厚生労働省から規制薬物に指定され、三重県や沖縄県において、捜査機関により所持者を逮捕していることも把握しているところでございます。

今後、このような違法薬物入りの電子たばこが当区の繁華街でも使用される可能性があることは危惧しているところでございますが、前回の陳情同様、本条例はあくまでも歩きタバコによる他人へのやけどを防ぐ目的で制定され、時代の流れとともに、受動喫煙、嫌煙権へ波及し、現在に至っているところでございます。

本条例の喫煙行為は、あくまでも、たばこ製品によるものとしております。電子たばこは、違法成分が含まれるかどうか調べるには、やはり成分を鑑定する必要があります。専門的な技術、捜査が必要になりますので、法令の主管部署に任せ、行政が条例で規制する必要性はないと考えております。

千代田区内において、指導員及び委託警備員による取締り及び指導を行っていますが、

現在、電子たばこを吸引されている方、1日当たり1人いるか、いないかという現状になっております。また、路上で電子たばこを吸引されている方に対しては、喫煙所での吸引をお願いしているところでございます。

次に、2点目の千代田区ホームページ上の「SMOKING AREA MAP」を定期更新することに対する陳情になります。

ホームページで、陳情だと、若干、ホームページの日本語バージョンのものが令和5年という形になっているんですけども、最新のものは令和7年4月16日現在のものに更新されておりますので、ご了解いただければと思います。英語バージョンの更新については、今後、前向きに更新を検討させていただきたいと考えております。

以上で、陳情の情報提供を終わりにさせていただきます。

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

なお、令和6年11月1日の当委員会で、送付6-40、安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例に関する陳情を審査し、電子たばこの規制は、今の法的には難しいが、執行機関のほうでは問題があることは認識したということで、引き続き検討をお願いするなどの意見をもって議事録をお返しし、審査を終了してございます。参考に申し上げます。

委員の皆さんから、これ以上に何か確認したいことはございますか。

○永田委員 今の説明で、電子たばこは健康増進法の規制にも当たらないということで、自治体としての規制も必要ないというお考えで、前回の陳情もお返ししているということですが、他の自治体で電子たばこの規制をしているようなところというのはあるんでしょうか。

○皆川安全生活課長 すみません。確認はしておりませんが、電子たばこを規制しているところはないと思います。

○永田委員 多分、電子たばこの規制を求める方の意見としては、例えば、紙たばこと比べて、どうなのかということだと思うんですが、やっぱり独特な香りがあるんで、それを不快だという方も、たばこ以上にそういうのが敏感な方もいらっしゃるということも配慮しないといけないとは思いますが。とはいえ、現状では規制が非常に難しいということもよく分かりましたので、今後はそういったご意見を、現在は規制する予定はないというか、とはいえ、そういったことを継続して調査していただきたいと思いますと思いますが、その点について、電子たばこの臭いについての何か報告というか、そういうのは何か把握されてますか。

○皆川安全生活課長 電子たばこについては、非常に匂いを楽しむものという形になっておりますので、匂いが出るのは間違いございません。それを、匂いを、やはり人によっては臭いと感じる方もいらっしゃるのは事実でございますので、その辺については、今後、また検討させていただきたいと思っております。

○永田委員 現在は電子たばこを規制する予定はないということですが、前回の陳情の後、いろいろ検討であったりとか調査であったりとか、そういったことを、今、報告したこと以外に何かあれば、答えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○皆川安全生活課長 11月の陳情を頂いてから検討させていただいたんですけども、やはり臭いということだけで規制するというのはなかなか難しいというのが、今、安全生

活課の中で検討させていただいた形になっております。

○永田委員 分かりました。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

ほかに、この陳情について。

○秋谷委員 すみません。この2に関してなんですけれど、喫煙所は、いわゆる地図アプリとか、ネットで検索してすぐ——ネットというか、地図アプリなどで、例えば近くの喫煙所を検索したら、すぐ出てくるもんなんではなかね、ポイント、ポイント、ポイントで。

○皆川安全生活課長 Google等で千代田区喫煙所とかで検索していただければ、千代田区のホームページにたどり着くような形にはなっておるんですけども、Google上とかの、Googleマップとかではちょっと出てこない仕組みになっております。

○秋谷委員 お住まいの方はもちろん、勤めている方は、自分が千代田区にいるとは分かると思うんですけど、来街者であったり観光客の皆様は、ね、自分が千代田区にいるのか、港区にいるのか、中央区にいるのか、分からない方もいると思うんですね。だから、地図アプリ、しかも、ネット上で見て、マップを開いて、自分がどこにいるかというのは手間がかかっちゃうと、多分、面倒くせえからここでとなっちゃうと思うので、その辺、もう少し研究していただいてやっていけば、こういった陳情の方にもしっかりお応えできるようになってくるのかなと思うんですけど、その点、いかがでしょうかね。

○皆川安全生活課長 秋谷先生のおっしゃるとおり、マップ等で出してくれば分かるところがございますので、今後研究させていただきたいと思います。

○岩佐委員長 ほかに、この。

はやお副委員長。

○はやお副委員長 ちょっと驚いたのが、最終更新が令和5年3月20日、それが事実だったのかということなんです。（発言する者あり）で、変えたということだね。（発言する者あり）令和7年に変えているということなんだよね。その辺のところで、ちょっと更新タイミングということがあるんだけど、この辺というのは、何かよりサービスを向上させるように、執行機関のほうとしては検討していないのかどうか。言われたからやったとかということではなくて、何か今後のサービスを向上させるということは検討しているのかどうか。

○皆川安全生活課長 やはり喫煙所マップの関係については、周知は徹底していかなきゃいけないということがございますので、定期的な更新ができるように努めてまいりたいと思っております。

○はやお副委員長 最後。

非常に、生活環境条例ということで、斬新な、前区長がやった条例なわけですよ。それで、足りないとかなんとかということをするつもりはなくて、実際やってみて、いろいろこういう話が出てきていることだから、やはり執行機関としてかじを取っているということから鑑みたときに、先ほど議長も話があったように、来街者も多いということから、やっぱり少しでも向上、サービスを向上させて、その辺のところの周知できる対応を執行機関に求めたいと思うんですけど、その辺はどのように、もう一度、同じことの答弁になるかもしれないけど、お答えいただきたい。

○皆川安全生活課長 やはり過料を取っている面がありますので、ソフトの面ですね、喫煙所の設置とか、その辺は積極的に推進していかなきゃいけないというところがあります。で、喫煙所の場所の情報発信というのは、強力的に推進して、来街者の方が分かるような形で、適切な情報発信を努めてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 ほかにご意見は何かございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、この本陳情なんですが、1に関しては、引き続き、これは、課題としては認識していただきたいというご要望がありました。今の現状で規制をすることはちょっと法的にもきつと難しいというご答弁いただいています。なので、こちらは引き続きご検討、ご研究いただければと思います。

2についてなんですけれども、SMOKING AREA MAPにつきましては、これ、最終更新が4月だったとはいえ、これ、もう少し業務、もっと早くしていただきたいということはしっかりとこちらからの委員会のほうからも申し入れさせていただくことをもって、陳情はその程度で終わらせたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。それでは、この陳情審査を終了いたします。